

議事日程(第4号)

令和2年12月11日 午前9時01分開議

- 日程第1 議案第77号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第2 議案第78号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第79号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第80号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第82号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第83号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第84号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第85号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第86号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第87号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第88号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第89号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第90号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第15 議案第91号 請負契約の締結について(むいかいち温泉ゆ・ら・らレジリエンス強化型ZEB化工事)
- 日程第16 議案第92号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第17 発議第7号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書(案)
- 日程第18 閉会中の調査報告について
- 日程第19 閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第77号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例について

- 日程第2 議案第78号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第79号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第80号 地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第82号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第83号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第84号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第85号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第86号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第87号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第88号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第89号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第90号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第91号 請負契約の締結について（むいかいち温泉ゆ・ら・らレジリエンス強化型ZEB化工事）
- 日程第16 議案第92号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 発議第7号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書（案）
- 日程第18 閉会中の調査報告について
- 日程第19 閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	栩木 昭典君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	山根 徳政君		

午前9時01分開議

○議長(安永 友行君) それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第77号

○議長(安永 友行君) 日程第1、議案第77号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第77号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第78号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第78号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第79号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第79号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第80号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第80号地域自治区の設置に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第81号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第5、議案第81号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、初日に答弁残りがありましたので、内容については、11番、藤升議員の質疑で、制度改正に伴う保険料への影響についてです。永田保健福祉課長のほうから答弁残りを行います。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。それでは、初日の答弁残りについてお答えをさせていただきます。

令和3年度よりの税制改正によりまして、国民健康保険税への影響という部分についてでございます。基礎控除が10万円引き上げられるということに伴いまして、基礎控除後の総所得額、こちらについては減少をしております。およそ令和2年度の本算定時の世帯922世帯ございますけれども、そのうちの約8.5%の79世帯の所得、こちらのほうが試算させていただいた

結果、783万円程度下がるのではないかとこのように見込んでおるところでございます。

それに伴いまして、まず、所得割の保険税部分については、合計で85万8,000円程度保険税が減額となるという見込みとなっております。

それから、7割、5割、2割、このたび条例改正のほうをさせていただきます軽減措置の部分につきましても、こちらのほうも、対象世帯が若干増加をしてまいるというところでございます。本算定時のデータを基に算定をいたしましたところ、軽減変更となるのは約16世帯が軽減対象が拡大をされてくるというところと見込んでおります。こちらの部分については、基盤安定負担金のところから補填がされますので、実質的な影響はないというふうに考えておるところでございます。

ですから、先ほど申し上げました85万8,000円、こちらの部分が下がってくるのではないかとこのように、保険税に与える影響というようなところは軽微なものになるのではないかとこのように、担当課としては考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第81号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第82号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第82号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第83号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第83号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第84号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留をしてありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第84号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第85号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第85号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第85号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第86号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第86号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第87号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第87号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第87号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第88号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第88号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第89号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第89号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第89号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14. 議案第90号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第14、議案第90号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） 14ページですが、総務管理費ですが、空家再生事業というのが、一番上に003というのがございます。空き家担い手確保事業の補助金ということで、この前説明がございましたけど、軒数が4軒でした。それで、この内容なんですけど、私の勉強不足かも分からないんですが、この要綱で関連になりますけど、空き家の所有者が2分の1ということで50万円が限度と、それから、空き家の利用者が3分の2以内で限度が100万円、それから、もう一つが、一番条件のいいので150万円とありますが、例えば、1軒の家で家主の方が100万円ぐらいの工事で50万円、屋根とか直した場合に50万円出て、それから、改修費用で、また利用者の方が最高150万円というのがあるかと思うんですが、これは、合計200万円使えるという要綱と見てよろしいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

1軒の家について1回ということになっておりますので、家主が改修した場合は、今度利用者が再度、補助金を申請するということはございません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（５番 中田 元君） 要綱では、何項にそのことが書いてあるんですか。

○企画課長（深川 仁志君） 大変申し訳ございません。今ちょっと要綱が手元に、事務所のほうへ忘れてきたものですから、ちょっと確認させていただきます。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変申し訳ございません。ちょっとお時間を頂いて、事務所のほうで確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） それでは、中田議員、課長が席を外すんで、ほかの質疑をしますんで。

それでは、企画課以外の質疑をお受けします。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 21ページの商工費の中の観光費……

○議長（安永 友行君） 大庭議員、ちょっと企画の関係なんで後ほどにしてください。

○議員（8番 大庭 澄人君） はい。

○議長（安永 友行君） ほかのところでありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 15ページの高齢者福祉施設費で、保健福祉課の特別養護老人ホーム管理費、補修工事費で浴室の天井の走行リフトを延長する必要があるということで説明を聞いたかと思いますが、設計段階でそういう調査が十分行われていたかどうかという点については、分かりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

当初予算に計上いたします設計段階においては、浴室、それから、脱衣所があるわけなんですけれども、脱衣所に入所者の方が入ってきていただいて、そこで天井走行リフトに乗り換えていただいて、それから、浴槽のほうに入っていただくという形での計画でございました。その内容で着手しようということで計画をしておったところなんですけれども、実際にその作業の、入浴については、天井走行リフトを使うことによって、約1名の介助員で入浴そのものが可能となるんですけれども、これまで入浴前に、その近くにありますがトイレがあるわけなんですけれども、そちらのほうでまず排せつをしていただいて、それから入浴をしていただくというようなルーティンといたしますか、行程になっておりまして、そのトイレに行く場合においては、天井走行リフトがないということになると、複数の介助の手間が生じてくるというふうなところから、コロナ対策といったところで、極めて省力的なところでの有効な介護ができないかということで検討させていただいた結果、トイレのほうに延長させていただけたらというところで協議をさせていただきまして、今回の変更に至ったというものでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、企画課長が復帰しましたんで、深川課長のほうから答弁してもらいます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変失礼いたしました。先ほど5番議員から質問のありました空き家改修の補助金、いわゆる補助金のことでございますが、第4条の第5項に、補助金は該当する空き家に対して1回に限り交付すると規定されておりますので、1回限りということになっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、8番の大庭議員、質疑どうぞ。

○議員（8番 大庭 澄人君） 21ページの商工費で、2番の観光費ということなんですけど、そこで機械整備を広石に設置するということでしたが、規模をどのぐらいの程度何するかというのを、とりあえず。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回のこの事業につきましては、立地企業に対して高速のインターネットを利用できるように整備をするものでございます。広石の工場の2か所でございます。工事としましては、NTTフレッツ光、すみません、固有名詞を出しますが、フレッツ光を利用できるようにするもので、今、ケーブルテレビの空き芯線を利用して該当するところまでNTTの局社から利用するものでございます。

空き芯線を利用なので、途中の電柱とかの工事は必要ではございませんが、局社からこのセン

ターまで引っ張る工事と、足らずのところを工場まで引っ張る経費でございます。いわゆるドロップケーブルといいます。光ファイバーの線を工場からケーブルテレビの線までつなぐ、その工事がございまして、それが2か所ということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 会社なんですけど、どこの会社を言いよるんですか。トマトを作る会社なんですか、広石のどこですか。それとも、ヨシワ工業のあれなんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

株式会社ロディックの工場でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今聞いていたら、NTTのフレッツ光の回線を広石に引くということで、ケーブルテレビの空き芯線を利用して、それを引くということを知ったんですが、それじゃったら、例えば、ほかのところ、沢田なら沢田へ入って、それを申請すれば使えるということになるんですか。私は、NTTが光回線は新町までしか来ていないからということで承知していたんですが、例えば、あと注連川とか、光回線の工事ができていないところでも、それが利用できるということですか。そうすれば、友達なんかで、そういうことをしたいという人が出てきた場合に紹介できるんですが、もしあと空き回線がどれくらい使えるのか分ければ、教えていただきたいんですが。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

この事業は、これまで町内でも数社行っておりますが、県の企業立地の認定を受けた会社、もしくは町の企業立地認定を受けた会社ということになっておりますので、もしそういう事例がございましたら、ぜひどういう形なのか分かりませんが、御相談いただければと思います。

空き芯につきましても、空いているところ、空いていないところいろいろございますので、ちょっと一概にここが何芯空いているというのは、ちょっと情報を今持っていないところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 21ページの003と004で、「ゆ・ら・ら」のポンプの修繕料と補修工事費が計上されておりますが、前の見学行ったときに、ボイラーといいますか、ポンプでしょうか、相当老朽化しておるということで、一番心配しとったんですが、現時点で金額が、

これの補修と修繕ということなのですが、ほかのボイラーにつきまして修繕とか補修、現時点で必要ないのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

もう建築して20年たっておりますので、必要なものはどんどん出てくると思います。ただ、ちょっと症状が出れば順番にやっていくということで、今対応しておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、「ゆ・ら・ら」のポンプとって、それは思い出しましたが、あと「ゆ・ら・ら」のレジリエンス強化型ZEB化工事というのが出されると思うんですが、なぜ一緒にここをしないんですか。諸経費でも違うんじゃないんですか。どうして合算した、修繕工事するんなら、そういうふうなことをするんじゃないんですか。なぜ諸経費を余分にかかるような方法を行われるんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、今回計上させていただいたのは、直ちに行わないと運営に支障を来すため補正で計上させていただきました。後の議案で提出させていただきます「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」レジリエンス強化型ZEB化工事でございますが、この工事は基本的に空調やその他給湯設備の、いわゆる更新をするものでございます。目的は、レジリエンスというのが災害に対するもの、ZEBというのが二酸化炭素の排出抑制に関するものとして、国の事業で認められておる事業でございますので、この中に今のポンプの修繕とかを入れるのは、事業の目的にはならないこととなっております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それはおかしいんじゃないですか、考え方が。同じことでしょう、業務を出すのに。これはこれじゃないでしょう。別なところをやるんならいい、言われるとおりですが、これは目的が違いますから、ということで、この工事の中に入れられません。そんなばかなことをなぜするんですか。それはおかしいでしょう。考え方改めてもらわんにゃ、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 後ほど出させていただく議案の工事につきましては、9月の全員協議会でも申し上げましたが、そのときにいろんな目的を持ってする国庫補助事業でございます。予算を議決いただいた後、直ちに9月23日から公募をしまして手続を踏んだものでございます。

一方、今回出させていただきました温泉ポンプは、救急で行う必要がありますので、この補正で別途上げさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということは、もうこの工事は発注してしもうて終わつとということですか。そうでないと理屈は合いませんが。これから予算を、修繕料なんかの予算づけして、それから発注しますというんだったら、もう一つのレジリエンスも同じことでしょう。この議会が終わらにやできないわけでしょう。そんなごまかすような説明はやめてください。きちんとはつきりとしてください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 説明の仕方も悪いのかも分かりませんが、先ほど担当課長申し上げたとおりでございまして、まず、今回補正予算で上げております補修等でございますが、これはもう急を要するというところでございまして、別立てでございます。当然、予算が前提がないものを発注するということはありませんので、今回、この定例会で議決を頂ければ、直ちにその発注の手続をさせていただきます。

一方、後段、上程をさせていただきますレジリエンスのZEB化の工事でございますが、まず前提といたしましては、補助を対象する団体のほうの採択を受けなければこれは事業化できませんので、その事前の審査をかなりの時間をかけて今回全協で説明をさせていただいた内容で制度設計をさせていただいたということでございます。これは、膨大な期間を要するということになりますから、工期も後ほど説明をさせていただきますが、年度を越して令和3年の11月末までということで、いわゆる長い工事スパンがかかるわけですので、その中に仮にこの補修等を上げますと、かなり完成までの時間を要するというところでございます。そうした観点で、工事を切り分けてやったということでございまして、この補正については、当然この補正の議決をしていただいた後に発注の手続をさせていただきますし、後刻のところの上程をさせていただきます別立ての工事につきましては、相当のスパンがかかるので、早急な現場の対応できないという中で工事を分けたということでございます。決して事前発注をすとか、そうしたことはしておりません。繰り返して申し上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。蒸し返しにならないような質疑をしてください。

○議員（6番 大多和安一君） します。今、レジリエンスでそういうところできておりませんという話ですが、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室が出しておりますこのレジリエンスの工事の費目です。工事費とか、その中に今の一緒にしちやあいけんということがどこに書いてあるんですか。今、これは別途でというて、一緒にできませんと言われておりますが、私はこれを調べてから、見てから話しとるんですが、なぜ別途のあれになるんですか。どこを読

んだらそうなるんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回この補正で上げさせていただいた修繕料につきましては、先ほども申し上げましたが、工事現場の対応が急を要するというので、今回補正で上げさせていただいたということで、後刻のZEB化のほうにつきましては、申し上げましたように、来年、令和3年の11月末までの工期ということの設定でございますので、それが一番最終場になるかどうか分かりませんが、そうしたところで、相当の時間がかかるということで、現場のほうの対応を極力早くさせていただきたいという中で、こうした提案をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 同じく関連なんですけども、この修繕料の267万円ですか、この内訳、「ゆ・ら・ら」のボイラー部分と、ポンプといいますか、それと、自動ドアという説明だったと思うんですけども、そのボイラーが幾らで、ポンプの修繕が幾らって詳細、それをお示してください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

大きいところを申し上げますと、水中ポンプの交換が64万3,000円、レストランの自動ドアの取り替えが37万4,000円、バッチコンといいますか、お湯を沸かすボイラーの修繕が42万9,000円と13万2,000円、あとチップボイラーの汎用インバーター37万円等となっております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 議会で1年ぐらい前になると思うんですが、全員で視察に行きました。あのときに、ボイラー室のほうへ、随所各所回ったんですけども、そのときでもかなりボイラーが、素人判断ですが、かなり老朽化して傷んでおるというふうな感じがしたんですけども、温泉で、ここは冷泉ですからやや、そうすると加温しなくてはいけない温泉施設になりますと、やはりボイラーというのは心臓部分になると思うんです。それが、今回の金額でもちょっと少ない、箇所にもよると思いますから分かりませんが、その時点でこの温泉をどうするべきとか、そういう話もあったと思うんです、視察の段階で。そういうときに、やはり全体的なものを見て、このものがいつまで、もう築20年以上たっているわけですから設備して、ですから、一番傷みややすい部分とか何とかは、老朽化によるものとか、もう耐久年数とか、いろいろ試算できると思うんです。そうした中で、全体的なシミュレーションといいますか、そういう計画をつくるべきだったと思うんですが、これでいくと、場当たりの、随所に個々の予算をつけていきますと、

今、これがたちまち仕事ができんから、温泉業務ができんからということで何百万円、そうすると、何か月先にはまた何というふうなことが起きるような気がするんです。そういう計画性のないことで、今度2億何ぼもかけて、また次の予算で後から、この分が済んでからあるわけなんですけども、そういうところでも、先ほど6番議員が言ったようなことも関連すると思うんですが、それは、予算の出どころが違うとか何とかがあるかもしれませんけども、やはり、全体像を組んで、将来的にはどうなるんだというような計画性が全くないんじゃないかと、私は思います、町長、その辺いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 温浴施設につきましては、町が管理するものが「ゆ・ら・ら」と、それから、柿木の老人福祉センターの2か所あるということで、これ以前、議会のほうに御報告をさせていただきましたが、調査業務をさせていただいて、概要報告をさせていただいたと思います。それに基づいていろいろな試算もさせていただいて、その金額等も出させていただいておりますが、その延長線上で今があるということで考えていただいていたかと思いますが、まず、温浴施設を、ましてや「ゆ・ら・ら」のほうは宿泊棟もあるということで、規模が非常に大きいということもございまして、順番にということで、その中でもいろいろお話がございました。空調のほうやはり冷媒の関係でもう期限が切れるということで、これが非常に急を要するということで、有効な財源を探しておったところが、この環境省のこのZEB化事業というところへ該当すると。該当するとはいいながら、これ非常に難度の高い事業でございますので、非常に事務的にも煩雑であったり、積み上げも非常に難しかったり、いろいろなところのお知恵を頂きながら今に至っているわけでございますが、これをやらせていただく。

それから、いわゆる温泉施設ですから、給湯とか心臓部でございますが、これもかなりもう老朽化ということでございます。どうにか今の状況では大きな支障には至っておりませんし、そうしたことは現状ではないわけでございますが、これいずれやはりそうした時期を迎えるということでございますので、以前、調査業務にもありましたように、その手法を駆使してやっていかなければならないということでございます。

今の段階でその部分についての計画は、具体的なものはございませんが、以前のその調査業務のこの延長線上の中で、後ほど上程をさせていただきます事業についても対応させていただくということでございます。

全体の個々の部分についてのその計画というのは、今の段階ではないわけですが、当初のその調査業務に基づいて、まずできることから、それから、急ぐものからということで、今対応させていただいているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 調査業務をしてこういう計画をというの、若干説明を受けておりますけども、今回の次に出てくる予算の中では環境省のことでその予算がついたんだからということなんですけども、今回も、7、8、9のコロナ禍によって業績が悪いということで、1,400万円というのを補填もしなくちゃいけないということもありますし、今、外国では、終息は来年の4月とか7月とか、日本の厚生省が言っているのは2年以上先にコロナが終息するであろうというふうな話も、それは決定ではありませんが、それだけ厳しい環境にある中で、この業務を続けると、もっとそういうことが起きるような気がするし、その間に、また、次の号で出る環境省が出す予算以外のことで修繕費というのがどんどんかかってくるような気がするんです。今さらにおいてそういうことを言うのもどうかとは思いますが、今、病院のことだつて大変なときに、町の持ち出しがどんどん増えるというようなことをいつまで続けるのかなという気がするんですけども、本当に財政的に考えたときに、その「ゆ・ら・ら」をやることによって、物すごい吉賀町の経済効果があったとかいうような裏づけというか、証明というものがあるんでしょうか。その辺は、担当課として把握しておられますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 担当課として把握しておるかということで説明させていただきます。

温泉施設の調査業務報告につきましては、今年の2月28日の全員協議会において全体像を説明させていただきました。その中で、今後の試算をケースごとに4ケースに向かって取りまとめさせていただきました。この中では、設備投資や、今の外装とかの修繕料を上げておまして、例えば、もう今何も……

○議員（9番 河村由美子君） 議長いいですか。説明中申し訳ないんですけど、私が言いたいのはそのことじゃないんです。町長もいつも言っておられるように、吉賀町の唯一の集客施設であるということの中で、事業を継続して、指定管理も変わってやっている中で、これだけのことが、まだ未定なことがあります。コロナ禍が続くということになれば、また補填をしなくちゃいけない。あるいは壊れてくるというふうなことが想定されるわけです。そうすると、今回の大事な仕事については、確かに環境省から予算が来るかもしれませんが、普通ランニングコスト的なものというのは、町が一般財源出さんじゃやれんということになるでしょう。そうすると費用対効果を考えたときに、唯一の集客施設であるけれども、これだけの効果もあったんですよというふうな実績を把握しておられるかということ、私は質問しておるんです。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 改めて申し上げます。大変回答が不足しておまして申し訳ございませんでした。先ほどの全員協議会の資料で御提示させていただきましたものは、2018年には1億9,200万円売上がありました。これは事実でございます。今後の見込みとして、もし

仮に人口が減ったりいろいろ最悪ベースを考えますと、今後1億5,000万円程度の売上が期待できるものと思っております。その1億5,000万円のうち指定管理料が二千数百万円、光熱水費は2,000万円程度必要になってきますが、それ以外のものは、やはり町への経済効果としてあったものと思われまます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと「ゆ・ら・ら」から離れますが、同じく21ページで、温泉施設等への指定管理料でこのたび補填するわけですけども、そのほかの観光施設で、新型コロナの影響を受けて収入減となってきたところについては把握されているかまず聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 町が行っております観光施設が、あと、指定管理出しておりますキャンプ場等とかがございますが、7月以降は、今のところ影響はなかったと、指定管理者との協議で確認をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしますと、具体名でいいですが、公社のやっておりますやぐろ、これは指定管理ではありませんが、それと、かきのきの道の駅の関連の販売所等についても、影響なかったというふうにお聞きしていいですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） これについては、私のほうから答えさせていただきます。

いずれの施設も7月ぐらいまでですか、これは、やはり店を閉めておったこともありますし、交通量は少ないということで、入客が少なかったです。それ以降、徐々に持ち直しまして、今、正確なところの数字というものは分かりませんが、ほぼ通年どおりのお客に戻っておるといふふうにお聞きしております。

○議長（安永 友行君） ここでちょっと休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号の一般会計補正予算の質疑を続行いたします。

なお、議員の皆さんにお願いをしておきます。質疑と質問の違いは御存じと思いますが、一般質問的な質問を議長は許すべきでない、議員からも指摘を私は受けましたんで、知ってはおり

ましたが、許したところでありますので、御理解をいただいて御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。質疑ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 19ページの農業振興総務費、ミニトマト共同選果場設備について、ちょっと全協で御説明されたと思うんですが、ちょっと確認のためにお聞きします。

この選果場の整備に係る機械導入の支援はJAに対して行うものであるが、その目的は生産者の出荷手数料軽減のためという名目でございますが、この出荷手数料のどのくらい軽減があるのか、ちょっと確認のためにお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

今議員さんが言われるとおりに、このJAの助成というのは、JAのほうに助成金を出しますが、本来、施設とか設備、この増設をしますと、そのものが生産者の出荷手数料に跳ね返ってきます。

その部分を基本的に負担を少なくするために、出荷料はJAさんに助成をすることによって、出荷手数料を上げないというところでして、今JAさんとお話しするのは、現状の出荷手数料、これをほぼ維持できるような形に町が助成することではないということと話しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 19ページの一番上の廃棄物処理費助成金で22万円ですが、これ先日発生した樋口の火災の助成金ということですが、別に批判もするものでありませんが、これ例えば割合ですね、100万円かかったうちの22万円出したのか、それとも22万円かかったので全額助成したのか、その内訳をお聞きします。

それともう1点、前もお聞きしましたが、今後も個人の過失によって火災が発生した場合についても、町としては廃棄物の処理費に助成金を出すということ、前一遍聞いたと思うんですが、ちょっと忘れしたので、もう一度、今の2点お伺いします。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

今、3番議員が言われたとおり、令和2年の10月に発生しました住宅火災で発生しました瓦礫、それから瓦等の廃棄物の処理するための助成でございます。

トン当たり4万4,000円かかりまして、その2分の1を補助するという、昨年の下七日市の火災のときにつくりました条例にありますが、その形で今回は助成をするということです。

運搬費につきましては個人負担ということで、本来、町で町内にそういった処理場があればそ

こで無料で受け入れるんですけども、それがないということで、よそに持っていった先の処理費のみを補助するという制度です。

これも昨年の制度をつくったときも御説明をさせていただいていると思いますが、これは恒久的にこういった制度でやるということでもあります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まず、16ページの006自立支援医療費助成事業ですけど、これは、内訳は生保の方の医療費の増という説明がありましたけど、生活保護者の現状がどうなっているのかということと、高齢化に伴う医療費といえますか、介護医療費の増なのかどうか、現状と今後の見通しを少し聞かせていただきたいと思います。

それと、19ページの008のブランド化推進事業費ですけど、この予算は別として、ラッキョウ、サフラン、お茶等々をブランド化の花火が打ち上げられたわけですけど、その後、どのような現状になっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

お茶は個人的に聞きますと、個人の方が結構力を入れられて、個人的に動かれとるということ聞いていますけど、ラッキョウ、サフラン等々、ブランド化の推進事業ということが現在も続けられて、積極的に活動をされて、生産者の方も増えておるのかという現状をお知らせいただきたいと思います。

それと、21ページに戻りますけど、003ですね、観光費の観光施設管理費ですけど、この予算がいいとか悪いとかを言うわけではありません。公の施設を指定管理に出す場合は、当然管理者が損失を被るようなことがあってはならないというのが大前提というのは、理解しとるわけですけど、それにしても、6月、9月、12月の補正で3,500万円の管理料の上乗せがされております。

このたびも、ゆ・ら・らに限っては1,400万円の損失補填がされるわけですけど、先般も質問しましたけど、先ほどもありましたようにコロナの終息がいつまでかかるか分からない時点で、この指定管理料の上乗せというのを町としたらいつまでされるつもりかということをお聞きしたいと思います。

国から金が来なくなったら打ち切るのか、それとも管理をお願いしとる以上は町の自主財源を使ってでも補填をしていくのか、その辺のところをお伺いしたいと思いますし、ゆ・ら・らに限ったら、温泉と宿泊とレストラン部門があるわけですので、この1,400万円の根拠ですよ、どういうところが売上げが落ち込んだからこれだけ、例えば温泉部門なり、レストラン部門なり、宿泊なり、そのところをもう少し詳しくお知らせをいただきたいと思います。

実際、やくろは、ほかの企業組合なんか聞いても、先ほど産業課長の答弁もありましたけど、

客足なり売上げは返ってきている、そういう状況の中で、なぜこの観光施設だけが損失が出るのか、その辺のどこの分析というものを企画のほうでしていたらお知らせをよろしく。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、2番目のブランド化推進事業費についての質疑については、内容が期末手当、任用職員の減額8,000円ですので、全然ただいまの質疑については一般質問等で行ってもらうようお願いをして、答弁についてはよろしいです。ほかの答弁。

○議員（10番 庭田 英明君） よろしいというより議長が駄目ちゅうたら駄目。

○議長（安永 友行君） うん、駄目。（発言する者あり）休憩しようか。

ちょっと休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 16ページ、006自立支援医療費助成について、生活保護の状況等々についての御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

生活保護受給者、申請状況といたしましては、今、新型コロナの関係等々もあるんですけども、特段、町内において、この関係で申請が出ているということが顕著であるというような兆候は出ていないというふうに判断をしております。

若干、二、三件程度は出てきておりますけれども、実際コロナの部分とは直接の影響はないものではないかというふうに見込んでおるところでございます。

それで、本町の受給傾向といたしまして、申し訳ございません、今ちょっと手元に資料がないものですが、高齢者の方の保護受給者が多いというようなところが特徴としてございます。

そういったところで、医療費の部分についても、当然高齢化してくると医療費の部分に、医療給付については増額していくというふうなところで、増加傾向にあるというふうに見込んでおるところでございます。

そういった医療費の医療扶助の部分について、生活習慣等々による部分も多いというふうなところから、福祉事務所に配置をしております医療社会指導員、こちらのほう定期的に巡回をしていく中で、頻回的な受診であったり、あるいは栄養の偏りであったりというような部分について、今、適時訪問による指導等々を行っておるところでございます、そういったところから増加傾向にある医療費の適正化について、図っていきなというふうに取り組んでおるところでございます。

それで、更生医療の部分の助成、今回増額をさせていただきましたけれども、こちらのほうといたしましては、いわゆる生活保護受給者の方にいろんな身体に障がい等々がある、例えば、心

臓に疾患があってペースメーカーを入れなければならないとか、あるいは人工透析をしなければならないというような、そういった状態になった保護受給者が出られた場合において、基本的にその手術等々、そういった医療的な処置を行うことによって改善が見込まれる部分について適用される医療でございまして、通常、医療保険に加入をされておられる方であれば、7割からは医療保険の給付があり、残りの3割から高額の自己負担部分について助成をしていくという、そういった更生医療の制度があるわけなんですけれども、生活保護受給者の方がそういった処置が必要になるということになりますと、基本的に医療保険には加入しておりません。無保険でございまして、保険給付適用部分についても、この更生医療の制度の中で、必要な費用について担保していかなければならないというようなところから、今回、そういった生活保護受給者の方にそういった対象者が出たということになると、こういった助成額を増額せざるを得ないという状況となっておりますのでございます。

そういったところで、実際、やむを得ない部分というのはあろうかと思っておりますけれども、生活習慣等々によって改善可能な部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、医療社会指導員等々の指導によって健康な生活を維持していただけるような形で、福祉事務所としては今関わっておるというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 指定管理施設の積算の内容について、もう少し詳しくということでございました。お答えさせていただきます。

初日にも申し上げたところですが、基本的に町のルールとして指定管理の管理料影響額というのは、実績から今年度の減少を差し引きしまして、それにより全施設計算をしておるところでございます。

ゆ・ら・らということで申し上げますと、一番影響が大きい5月でございますが、5月、町から休業要請をして全て休館いたしました。そのときの影響額が882万6,000円——ちよつと端数省略させて、882万6,000円として今積算しているところでございます。

例えば、9月につきましては、比較的人が戻ったのではないかとということで、293万9,000円ということで想定しております。それぞれの月で、影響人数を算出して単価を掛けて計算しているところでございます。

ゆ・ら・らの運営の場合は、以前も御説明いたしましたが、夏季に割と入り込みが多く、冬場になりますと落ち込むということがございますので、特に夏季の影響額は大きいものと今考えてはおります。

直接減少が、お答えしましたが、全てコロナの影響かどうかは分析し切れておりませんが、一応影響額としてそのほかの指定管理者施設も同じ計算をしておりますので、特段、ゆ・ら・らに

限って算定基準を変えているということはありません。

それと、まず、今度3月、4月に限って申し上げますと、当方の影響額は409万2,000円、607万円ということで算定しておったところですが、いろいろ指定管理者のほうの営業努力もありまして、実際にはそれぞれ385万円、418万2,000円というところで協定をしているところがございますので、影響額を最大としながら指定管理者と協議をしながら、今後決めていくことにしたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の件なんです、結局、前年度の実績が出とるわけですよ。それに今年度の実績も出ると。だから、コロナが全部かどうかは分からんけど、その差額を指定管理料として出しているという話だったですよ。

だから、私の質問は、3部門ある中の3つの減少額を分析されとるかどうかっていうのを聞いたわけでありまして、全体はこうだということならそれでいいんですけど、各部門の落ち込みなり、影響がもし把握されとったらお伺いしたいと思ひますし、それと、今の管理料の損失の算定なんですけど、行政の側がコロナかどうか分からん、それが全てかどうか分からないというようなことは、それは口が滑っても言うべきじゃないと思ひますけど、そこの辺、町長はどう考えておるか、お伺いしたいと思ひます。

それと、この損失補填というのはいつまで、先ほど言いましたように町の財源を使ってでもやられるつもりなのかどうかということも、町長にお伺いしときたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、先ほど課長が説明した件でございますが、コロナの影響云々というお話もございましたが、基本的にはゆ・ら・らに限らず、指定管理全ての施設について、同じ基準で、算定方式でやっております。それは今回のコロナ禍の関係で、最初に指定管理料の損失と申しますか、収益を補填をするときに、全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、それをコロナによる影響ということで見立てて、統一した基準で算定をさせていただいております。そのように御理解をいただきたいと思ひます。

それから、いつまでということでございます。これはこの前も10番議員御質問ございましたので、御回答させていただいたとおりでございますが、コロナ禍がいつまで続くかというのが本当分かりません。

とは言いながら、外国では今ワクチンの接種が始まりました。日本の場合も来年の春先からということで、その対応を今厚労省のほうで順次進めているようでございますが、本当にワクチンの接種が始まったからといって、これが即刻ゼロに、元どおりになるということでもございませ

んし、仮にそのワクチンの接種が始まって、今のコロナの関係で生活様式とか経済環境が随分変わっておりますが、ある意味それがまた当たり前になるんだろうと思います。

ということになると、元の平常ベースには戻らないということになりますから、今のような形で収益の損失部分を補填をしていくということも考え方を幾らかやっぱり変えていかなければならないと思います。

問題は、こうした地方自治体も一番頭を悩ますところはやっぱり財源でございまして、今は幸い1次、2次で国のほうから地方創生臨時交付金ということで、吉賀町の場合にも3億2,000万円から3,000万円内示を頂いております。

今度あと3次補正が出るということで、これはこれでまた大いに期待をしているところでございますが、要するに限りがあるわけでございますから、国からの内示での交付金と、それからあとは本当自主財源ということになります。これは我々の体力の部分と、あとは現場、指定管理者の施設の状況を見ながら判断をさせていただきたいと思っております。

ですから、いつまでということは今言及できませんけど、そうした状況を、これは本当全体を丸め込むような言葉になるかも分かりませんが、総体的に判断をさせていただくということしか、今の現状ではお答えができません。

それから、先ほど産業課長のほうが道の駅の関係は戻ってきたと。実は私も先日、やくろのほうから定期的にデータを頂いておりますので、それを見ますと、やくろのほうもこの二、三か月は対前年度でもう100%を超えております。

ということは、随分入り込みがあるんだろうと。問題は、客単価はちょっと私は承知しておりませんが、確かに入り込み、車の台数であったり、お客さんは増えていると。恐らく柿木の道の駅もそうだろうと思います。

ということで、そうした施設は戻っているんですが、温泉施設であったり、宿泊施設を伴うところは、人の動きがやっぱり違う部分あるんだろうと思います。これまでコロナの関係でなかなか外へ出られなかった方が、幾らか下火になった。それから感染予防対策も統一をされて、対応が幾らか見えてきた段階で、車でまず動くようになったということですから、先行して高速道路であったり、道の駅であったり、そうしたところには人が出かけるようになった。

ところが、宿泊施設であったり、それから宴会施設であったりというのはやはりまだまだ敬遠をされる。現に町内の飲食のところのお話を聞きますと、まず違ってきたのは法事の会席が非常に少なくなりましたと。

現に、斎場の使い方も随分変わってまいりました。今までは普通に葬儀に参列、お通夜もしておりましたが、もう親族でされるとか、葬儀のほうももう御親族だけでされると、まずそこが変わってきました。

それから、法要とかいろいろありますけど、節目節目で、この対応も非常に変わってきたということで、1か所に集まって飲食を共にしておったものが、持ち帰り用のお弁当とか、そうした仕出しで済まされるということですから、確かに車の動きは戻りつつありますが、飲食であったり、そうした会合であったりというのはまだまだ、宿泊も含めて返っていない部分がございますので、道の駅のほうが返ったから、宴会施設、宿泊施設がそれと同等に返るといのはちょっと今の段階では難しいかなと思っております。私はそういうふうに見ております。

ただ、そうは言いながら、これやはり戻っていただかないといけないわけですから、指定管理のほうにもいろいろ自主事業、工夫をしていただいて、期待をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第90号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15. 議案第91号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第15、議案第91号請負契約の締結について（むいかいち温泉ゆ・ら・らレジリエンス強化型ZEB化工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第91号請負契約の締結についてでございます。

下記工事について請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和2年12月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。1、契約の目的、むいかいち温泉ゆ・ら・らレジリエンス強化型ZEB化工事。2、契約の方法、公募型プロポーザルによる随意契約。3、契約金額、2億4,750万円、うち消費税

額は2,250万円でございます。4、工期、本契約成立後、指定する日から令和3年11月30日までとなっております。5、契約の相手方、ZEBビルダーグループ——代表企業、大阪市中央区城見1丁目3番7号、IMPビル24階、パナソニック建設エンジニアリング株式会社、設備システム事業推進部営業部長野川剛史。構成企業、広島県広島市中区小網町6番12号、株式会社中電工、代表取締役社長迫谷章。構成企業、岡山県備前市東片上39番6、備前グリーンエネルギー株式会社、代表取締役武本洋一。

以上でございます。

詳細につきましては、所管いたします企画課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから議案第91号請負契約の締結についての詳細説明をいたします。

この議案は、むいかいち温泉ゆ・ら・らレジリエンス強化型ZEB化工事について、契約の議決を求めるものでございます。

参考資料の1ページを御覧ください。

2番、工事場所は有飯地内としております。3番、工期でございます。工期は本契約成立後、指定する日から令和3年11月30日までとしています。この指定する日というのは、国庫補助事業の制度上、事業に着手するには事前に国の許可が必要となることから、国の許可前に着工することを避けるため、関係者で調整した結果、この表記としたところでございます。

工事につきましては、設計施工、性能検証の一括発注としております。このことにつきましては、第3回定例会等の全員協議会で説明しておりますので、省略させていただきます。

発注経過でございますが、全員協議会でもお知らせしました公募型プロポーザルにより業者の選定をしたところでございます。この発注経過、募集概要等に行きます。募集概要としまして、先ほど言いました募集方法、公募型プロポーザル、申込受付期間をこの9月23日から行いました。質問を受けながら企画提案書等提出期限を迎えたところでございます。

最終的に提案いただいた参加者は、2つのグループとなりました。その後、実施要綱等の規定に基づきまして、資格要件等について審査、11月16日に提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査を行った結果、議案にお示ししました今回の契約の相手方を優先交渉者として特定したところでございます。

なお、この審査は7名で構成される審査委員会において行って、うち2名は外部有識者としたところでございます。その後、特定された先ほどの事業者と調整の上、仮契約を締結しまして、今回の議案の提出に至ったところでございます。

なお、仮契約書の作成に当たっては、設計施工一体発注ということもあり、事業者との調整及び国庫補助審査機関との調整の上、顧問弁護士にも確認するなど、より慎重に行ったため調整に時間を要したことにより、追加議案の提出となりましたことを申し上げておきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 資料の2ページで審査結果、優先交渉者、ZEBビルダーグループで、代表企業のパナソニック建設エンジニアリング株式会社についての年間の事業費等の資料がありましたら、お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 売上げということではちょっと今把握しておりませんが、提案書によりますと、パナソニック建設エンジニアリング株式会社は東京に本社があり、平成元年に設立、資本金が4億円で従業員が390名ということで把握しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） このZEB化工事につきましては、募集要綱なんかを見ますと、単年度工事なんですけど、年度ごとに工事内容を明らかにして申請すれば2か年にわたることができるとなっていますが、まず、その辺りについてはしてあるのかどうなのか。

それから、来年度への債務負担行為をしているかどうか。

それから、繰越申請を議会でしたかどうかということをお教えください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、2か年に分けるということにつきましては、募集要綱の段階で2か年に――告示をする段階で2か年それぞれ分けるということで告示をして、業者を募っております。

それと、今回の工事につきましては、9月の定例会におきまして債務負担行為を2億3,578万円議決いただいておりますので、この範囲で行ったものでございます。

したがって、繰越しという手続にはなりません。繰越しという手続はございませんが、令和3年度当初予算において、先ほどの債務負担をいただいた額を計上するということとなります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 参加メンバーといいますか、それが2つのグループだったということですが、これは決定したに当たって、2億4,800万円という金額云々ということも考慮

されたんだと思うんですが、それと、審査委員の方が外部を2名入れて7名ということですが、非常にプレゼンがよかったということであろうかと思いますが、その辺の内容をお示してください。

それと、工事内容なんですけども、太陽光発電というのがありますね、蓄電池設備、定格出力は5.2キロなんですけど、あの施設で5.2が果たしてマックスでいいのかどうなのかということがあるんですが、既存の電力と太陽光とを併用してやるということによろしいんですかね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） ちょっとすみません、今メモをし切れませんでしたので、もし漏れていたら申し訳ないです、またお答えさせてください。

まず、審査についてでございますが、募集の段階で予算については上限額は決まっておりますので、審査の対象となりますが、基本的に審査委員会では、まず工事実績や現場の状況やいろいろ提案、いわゆるどういう工事をするかという提案について審査をして評価をしたところでございます。

委員会では、基本的に事業者名を扱っていない審査書を頂いて、これで審査していますので、厳格な審査ができたものと判断しております。

外部委員につきましては、固有名詞は差し控えさせていただきますが、大学の建築工学の専門の准教授と、環境省の中国四国環境事務所の課長補佐にも参加していただいているところでございます。

太陽光発電の出力でございますが、5.2キロワットという出力でございますが、これにつきましては全施設を動かすというものではございませんで、緊急時、いわゆる停電時に、新館と呼んだほうが分かりやすいかもしれませんが、増築したところの畳のある部屋がございますが、あそこを緊急避難場所として使えるように、24時間そこで暮らせるようなところとしていたるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の外部有識者で大学の准教授と環境省の課長補佐さんが参加されたということですが、ここ一番大事なところでありまして、私が聞きたいのは、この大学の准教授という方は、こういう環境なりなんなりに精通して研究されとる方なんかどうかということをお聞きしておきたいと思っております。

それと、もう1社の社名を公表していないわけですけど、本来ならここにもう2グループで書いて出すのであれば、もう当然、もう1グループのことも聞かれるわけですので、前もって資料として出しておくべきだと思いますよ。

先ほどの光ファイバーのこともありましたけど、当然広石でということになりましたら、県の

事業でやるわけですから、別に事業所の名前を隠す必要はないわけでしょう。だから、ここはきちっと明記しておくべき事柄だと思いますよ。

それと、2社って、このパナソニック建設エンジニアリング株式会社以下3社が構成企業が選ばれたわけですけど、この特定理由に、提案内容の最も優れていたパナソニック建設エンジニアリングを選定したと書いてありますけど、どこが違って、こういう最も優れたという表現になったわけですか、その内容を、違った内容を説明してください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、外部委員ですが、専攻が建築工学でございまして、今回行う空調とか換気とか照明設備に関しては非常に専門の委員というふうに伺っております。

それと2番目のもう1社ということですが、現在プロポーザルの、要するに特定せずに、優先順位が1番以外の方は公表しないということで進めておりましたので、名前については……（「約束があったらいいです」と呼ぶ者あり）はい。

それと、最も優れていたという表現でございまして、審査委員がそれぞれ審査委員会の要綱や審査要領に基づきまして、項目ごとに採点を行って、採点が高かったほうを採用したということでございます。採点の内容につきましては、委員それぞれ考えがございまして、全てを把握しておるわけじゃございませんが、採点方式が高かったほうを最も優れていたという表現にさせていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 採点が高かったほうを選定したということでしたけど、7人の方の点数の総合でどのぐらいの差異があったのかということが、もし公表できればしてください。

それと、素人だからちょっとお聞きするんですけど、こうしたプロポーザル方式でやるときに、今みたいに採用された会社以外の社名は公表しないというのは、これは一般通例としてこういうことが今までずっと——今までといたしますか、それが常識なんですか、どうなんですか。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 時間もちょうど1時間ぐらいたちましたので、ここで休憩します。

午前10時59分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番議員の回答残りがありますので、深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回、若干経過を述べさせていただきますと、審査委員会において、審査委員それぞれ項目ごとに点数をつけました。それで、審査委員の点数により事業者を特定したところでございます。

点数ということでございますが、特定した事業者の点数は177点満点中163点、もう一つのグループのほうが177点の満点中153.86ということで、特定したところでございます。以上です。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 事業者名につきましては、公表しないということで進めております。例えばちょっと見ていただければ分かるんですが、審査過程においても事業者名は一切出さないこととしておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、課長が多分こうしたのは、審査会のときの、これは当然公表を期すわけですから、それはまあ、マスキングといいますか、それをするのはそれは当然でございます。

結果のことでございますが、2つ今回グループがあったということで、申請があったということで、今課長が申しましたような形で審査をさせていただいて、点数の結果で、いわゆる優先を決めたと、こういうことでございます。

それから後の、いわゆる決定をした、それから逆に言うと決定がされなかった、この企業の公表につきましても、これは当初から公表しないということで事務を進めておったということで、これは公募型のプロポーザルの方式でいうと、それが大体、公といいますか、いわゆる通例のようでございます。

ただ、お聞きすると、国土交通省のほうもそういうことを今から徐々に緩和させていく。ですから、ある意味公表という言葉がいいんでしょうか、そういう形で対応していくということを今検討中ということは聞いておるところでございます。

ただ、現状といたしましては、そういった形で今、事務を進めさせていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第15、議案第91号請負契約の締結について（むいかいち温泉ゆ・ら・らレジリエンス強化型ZEB化工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16、議案第92号

○議長（安永 友行君） それでは次に、日程第16、議案第92号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第92号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ696万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,026万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年12月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。款10地方交付税、項1地方交付税32億7,889万4,000円に196万4,000円を追加し、32億8,085万8,000円。

款14国庫支出金、項2国庫補助金12億3,211万4,000円に181万9,000円を追加し、12億3,393万3,000円。

款15県支出金、項2県補助金2億8,597万8,000円に318万1,000円を追加し、2億8,915万9,000円。

これに伴います歳入合計は、83億329万9,000円。これに696万4,000円を追加し、83億1,026万3,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費6億7,801万6,000円に164万7,000円を追加し、6億7,966万3,000円。

款7商工費、項1商工費3億4,950万8,000円に477万3,000円を追加し、3億5,428万1,000円。

款10教育費、項1教育総務費3億3,640万3,000円に54万4,000円を追加し、3億3,694万7,000円でございます。

これに伴います歳出合計でございますが、83億329万9,000円に696万4,000円を追加し、83億1,026万3,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第92号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

予算書は7ページをお開きいただければと思います。

7ページと8ページにかけまして給与費明細書を載せております。今回、数字が計上されておりますのは、7ページの下欄です。一般職の部分でございまして、3万8,000円の金額ですけれども、職員手当のうち、時間外勤務手当を計上いたしておるところでまず見ていただければと思います。

これは、この後歳出で説明いたしますところで、この数字についてまた改めて説明をさせていただきます。

ということで、前の6ページに戻っていただきますと、まず、歳出からでございます。民生費、児童福祉費、4母子父子福祉費です。004ひとり親世帯臨時特別給付金事業費というところで、ここで時間外勤務手当3万8,000円の予算計上をしております。

以下、合計としては164万7,000円でございますけれども、これはお手元にある資料も同時に見ていただきたいと思っております。資料は3ページです。

資料の3ページのタイトルを見ていただきますと、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金、その次に括弧書きで、基本給付の再支給というふうに表現されているかと思っております。既にこの特別給付金については、支給をして予算化もさせていただいているということですが、これは国のほうがこの年末にかけて再支給を行うという、こういうことを決定されて、これに伴う予算化というところでまず説明をさせていただきます。

資料、そのタイトルの下の囲みです。2つ目の丸の後段のところは今申し上げたとおり、給付金の基本給付の支給対象者に対して、再度同様の基本給付の支給を実施をするという、こういう内容でございます。

それから、同じく資料中ほどからちょっと下がっていただきますと、給付額1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円、いわゆる基本給付のところと同じ内容ということでございます。

それから、4費用というところを見ていただきますと、この事業については全額国庫負担とい

うことでございます。

一番下でございます、6番スケジュールです。支給については年内をめどに実施をするという、こういう内容の事業ということでございます。

予算書にお戻りいただきまして、この事業に関わる時間外勤務手当から特別給付金の部分それぞれ予算を計上させていただいたという、こういう内容です。

続いて、予算書6ページの中ほどです。商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費です。商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金424万2,000円、それから、商業等感染症対応負担軽減事業費補助金53万1,000円計上させていただきました。

これについては、資料があります。4ページを見ていただければと思います。

内容につきましては、これまでのところで説明をさせていただいておるところですので、今回予算計上させていただいた理由ですけれども、資料の4ページの上のところ、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、第3波とも呼ばれている状況の中、今後新たな交付申請が見込まれ、予算が不足する可能性があるため、追加で補正予算を計上させていただきたいという、こういうことでございます。

その下に移っていただきますと、11月30日現在の予算執行の状況ということで、予算額について、歳出では2,800万円です。申請件数が62件、予算執行済額が2,768万1,000円、したがって、予算の現状残額としては31万9,000円という、こういう状況ということになっております。

先ほど申し上げたとおり、これまでにこの事業については予算化をさせていただきました。6月補正、それから7月補正において、それぞれさせていただいておるところです。

資料4ページの一番下です。12月補正で今回、今後の新たな交付申請に対応すべく予算を計上させていただいたという、こういうこととお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、また予算書は戻っていただきまして、6ページの一番下です。教育費、教育総務費、3学校給食費、002学校給食総務費です。予算書では補償金54万4,000円の予算計上でございまして、この内容につきましては資料5ページのほうで説明させていただきます。

タイトルとしては、学校臨時休業対策費補助金ということで、その内容についてその下に表現させていただいております。学校給食費返還等事業ということで、3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費（食材費）について、返還等により保護者の負担としないよう政府から学校設置者に要請があり、学校設置者が保護者への返還や食材のキャンセル費等に要した費用に対し、国が補助を行うという、こういうことでございます。これを対応する形で、予算計上したという内容です。

ただし、内容的には、食材のキャンセル費用のみ、含んでいる予算ということで見ただけ

ればというふうに思います。

国からの予算の補助率ですけれども、ちょうど中ほどに書いてあるとおり、4分の3という率でございます。

それから、その下の補償金、キャンセル対応した食材ということで、表に落とす数字を記載しております。3月、22万9,541円、4月と5月、31万4,019円、合計で54万3,560円ということでございます。

国の国庫補助に関しましては、冒頭、この資料の最初のところで読み上げさせていただきましたけれども、3月に臨時休校した部分については、国のほうで対応するという事です。

したがって、4月、5月については町のほうで対応をするというふうにお読み取りをいただいて、資料5ページの一番下のところ、3月分の22万9,541円、これに補助率4分の3を掛けまして17万2,000円、この部分については、国からの補助があるというふうに見ていただければと思います。

それから、食材をキャンセルさせていただいたわけですけれども、対象事業者としては、5事業者ということで付け加えておきたいというふうに思います。

そうしますと、予算書もう1枚前に戻っていただきまして、今度歳入です、5ページになります。地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税で196万4,000円の予算計上です。財源調整ということで計上いたしております。

それから次の国庫支出金、国庫補助金、2民生費国庫補助金、ひとり親世帯への補助金ということ。先ほど説明した部分でございます。

それから、その下、9教育費国庫補助金、学校臨時休業対策費補助金、先ほど学校給食における食材のキャンセルに係る費用ということ。17万2,000円の予算計上でございます。

それから、その下です。県支出金、県補助金、6商工費県補助金です。これも先ほど説明をさせていただいた商工振興総務費に当たる部分の財源となるというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ただいまの中で、6ページの母子父子福祉費の004番で、時間外勤務手当3万8,000円計上されております。これは、職員で何時間分の時間外手当になるのか。

それから、併せて恐らくコロナ関係で超過勤務しなくてはいけないということでこれだけ計上されるわけですが、よく新聞では年間1,000時間を超えた職員がいるとかいうようなのがあ

りますが、吉賀町の場合、720時間ですか年間、超える職員がいると思いませんが、720時間いうと大体平均1日当たり3時間ぐらいですが、そういう職員が出たら困るんですが、その辺についてどのような管理をされとるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 時間外勤務手当3万8,000円の予算計上についてです。

これにつきましては、予算立ての計算式としては、時間単価を1,546円で24時間分ということで計算をいたしておるところです。

職員によって当然時間単価というのは変わってはまいりますけれども、携わるであろう職員、そして見込まれる事務量等、そこいら辺を考えてそのような予算立てをさせていただいておるといことです。

それからもう一つ、全体の話だろうと思えますけれども、職員の時間外勤務の状況です。

先日来、新聞報道であったような状況は吉賀町においてはございません。昨年、労働基準法が改正されて、そうした部分があくまでもそれは労働基準法ですけれども、それに合わせて私ども公務員といたしますか、役場のほうでも規則の改正を行った部分もございます。

先ほど申し上げているとおりですね、新聞で報道されている年間1,000時間を超えるような、そんな状況はございませんので、お伝えをしておきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第92号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 発議第7号

○議長（安永 友行君） 日程第17、発議第7号消費税率5%以下への引き下げを求める意見書

(案)を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。提出者に対しての質疑を認めます。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、発議第7号消費税率5%以下への引き下げを求める意見書(案)を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

日程第18. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第18、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務及び経済常任委員長より報告書が提出されております。

まず最初に、総務常任委員長からの報告を求めます。中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、総務委員長より調査報告を行います。

令和2年12月9日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長中田元。

委員会調査報告書、閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件、件名、地域福祉全般について。

2、調査事件の経過、総務常任委員会は、吉賀町民生委員児童委員協議会理事会と意見交換会を実施した。

日時、令和2年11月19日木曜日。場所、吉賀町役場本庁舎会議室。出席者、民生委員児童委員協議会側——理事11名、事務局2名。議会側といたしまして、委員長中田元、副委員長三浦浩明、委員桜下善博、河村隆行、河村由美子、副議長桑原三平、事務局2名。内容、民生委員児童委員のなり手不足について。

それでは、3として、調査事件についての報告でございます。

(1) 意見交換会における主な意見

1、民生委員は住民のあらゆる相談に乗り、児童委員はいじめや虐待などの相談に乗るが、すぐに解決できることは少なく、精神的重圧になっている。

2、後任に譲りたいが、なかなか引き受けてくれる人がいない。

3、3期目で本来の仕事ができるようになるが、1期、2期でやめてしまう方が全国的に多い傾向にある。

4、年2回の研修への参加が負担になっていることもあった。

5、受持ち区域の地区割にも問題があるように思う。

6、個人情報の守秘義務のため、以前より活動範囲が狭くなっている。

7、現在は行政、社協などへ「つなぐ」ことが主な仕事になっている。

8、自分が委員をやってよかったのかどうか不安な面がある。

9、委員の選出方法は、自治会や地域の意見が反映できるような形にしたらよいと思う。

最後に、責任が重い仕事である反面、活動費はあるが、基本的に無報酬ということも一因となっている。

(2) 委員会としての提言

①制度設立時から無報酬であるが、現在委嘱されている業務内容を考慮すれば、国に適正な報酬支給を求めていく必要がある。このことについては、委員会でもいろいろ議論いたしましたが、意見書については3月議会までに委員会として検討するということにしております。

②あわせて、町から委嘱されている民生相談員の報酬についても、業務量、責任の度合いに応じた適正な額を検討する必要がある。

③担当地区の見直しを含め、委員の選出方法についても、自治会や地域から推薦してもらうなど選出された委員が活動しやすい環境を構築するため、今後検討する必要がある。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

続いて、経済常任委員長からの報告を求めます。大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） 経済常任委員長の大多和です。お手元に地域商社の関係で行政視察しましたが、その行政視察報告書をお配りしておりますので、その一部を読み上げて報告いたします。

令和2年12月10日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長大多和安一。
行政視察報告書。

1、日時、視察先、参加者。日時は、令和2年11月26日木曜日。視察先、道の駅「サンピコごうつ」と「神楽の里 舞乃市」。参加者は、大多和、庭田、桑原、松蔭、藤升、安永の各委員でございます。

2、調査事項、産地直売所と民間事業者との連携による地域商社事業についてでございます。

3、視察の概要、以下4の所感等はお読み取りいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

あわせて、閉会中の調査としまして、商工業に関して商工会青年部と意見交換会をする予定でございましたが、商工会青年部のほうから感染症の第3波が到来したため、密となる意見交換会を避けたいということで断られましたので、これは意見交換会ができませんでした。

それと併せまして、危険箇所調査については、お手元にお配りしておるような状態で津和野土木事業所に要請をいたしました。

この危険箇所調査については、議員皆様からいろんな情報を寄せていただきましてありがとうございました。また併せて、これからもこれを続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員長の報告は終わります。

日程第19. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第19、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

ここでお諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第20. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

本定例会に執行部のほうから提案、上程をさせていただきました全議案につきまして、可決の議決をいただきまして、本当にありがとうございました。

また今回も、議案の審議あるいは一般質問等で本当に多くの貴重な御意見を頂戴したところがございます。この点につきましては、また以後の事務執行にしっかり反映をさせていただきたいと思っております。

さて、今年も振り返ってみますと、本当に全国各地で未曾有の災害が発生いたしまして、残念ながら多くの貴重な財産、そして尊い命を喪失することとなりました。また、悲惨な事件・事故も多く発生した年でもございました。

加えて、今年はとりわけ新型コロナウイルス感染症の蔓延ということで、本当にその対策に奔走した1年でもございました。

今日が12月の11日、今年も残すところあと20日となりました。議員の皆様をはじめ、町民の皆様がこれから平穏な年の瀬と、そして輝かしい新年を迎えることができますように御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

本定例会、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしましたので、これで会議を閉じます。

令和2年第4回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前11時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員